

【重要】個人番号（マイナンバー）について

介護保険法施行規則の改定に伴い、**令和6年12月1日から、一部手続きにおいて個人番号（マイナンバー）の記載が必須となります。**

以下の事項にご留意いただき、遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

個人番号（マイナンバー）の記載が必要となる手続き

- ・新規登録申請（電子申請）
- ・介護支援専門員証交付申請（電子申請）
- ・登録移転（他都道府県から兵庫県へ転入）（様式第2号）
- ・氏名・住所変更（様式第3号）のうち、介護支援専門員証の書換を伴うもの
- ・再交付（様式第6号）
- ・更新申請（電子申請）

個人番号（マイナンバー）の提出開始時期

令和6年12月1日以降に申請する書類は、個人番号書類が必要となります。

書類に漏れがある場合書類は受理できませんので、**令和6年12月1日以降に申請される方は、必要な添付書類に漏れが無いよう、ご注意ください。**

- ・例1（個人番号書類が**必要**）：**令和6年12月1日 申請**
令和6年12月4日 県高齢政策課に到達
- ・例2（個人番号書類が不要）：**令和6年11月29日 申請**
令和6年12月2日 県高齢政策課に到達

個人番号（マイナンバー）の提出方法

手続きに必要な様式、添付書類に加え、**別記「個人番号提出様式」、個人番号が確認できる書類及び身元確認書類**を同封してご提出ください。

個人番号が確認できる書類及び身元確認書類の詳細については、次ページをご確認ください。

【注意】

申請書類や個人番号書類等の郵便トラブルなどについては、当課では責任を負いかねます。
郵送方法は指定しておりませんが、ご不安な方は**簡易書留や特定記録など**でお送りください。

▽ 県HP（お知らせ）

様式や添付書類など詳細については、県のホームページに掲載しております。

必ずご確認くださいませようお願いいたします。



【重要】 個人番号提出の添付書類について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、個人番号（以下、マイナンバー）の提出の際に、身元確認書類の提出が必要です。

以下の事項にご留意いただき、遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

個人番号提出様式とともに、マイナンバーが確認できる書類と身元確認書類（以下アのみ、またはイとウのいずれかの組み合わせ）をご提出ください。

（マイナンバーカードをお持ちの方は、アの組み合わせ（マイナンバーカードの表裏面のコピー）をご提出ください。）

	マイナンバーが確認できるもの	+	身元確認書類
ア	マイナンバーカード裏面の写し		マイナンバーカード表面の写し
イ	【以下のいずれか 1点】 ・マイナンバーが記載された住民票の写し (コピー不可) ※6ヵ月以内に交付されたもの。 申請者以外のマイナンバーが記載されているものは受理できません。		【以下のいずれか 1点の写し】 ※顔写真付きの身分証明書 ※有効期間内のもの ・運転免許証（両面） ・運転経歴証明書（両面） ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等
ウ	・通知カード（両面の写し） ※氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り、使用可能です。		※上記書類の提出が困難な場合 【以下のいずれか 2点の写し】 ・健康保険資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

【問い合わせ先】

兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班

登録番号、氏名、生年月日、住所を記載の上、下記メールアドレスまでお問い合わせください。
メール：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp